

南知多町敬老パス利用規約

本規約は、南知多町高齢者海っ子バス運賃補助事業実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき交付される「敬老パス」の利用条件を定めるものです。

（目的）

第1条 敬老パスは、南知多町内の公共交通の利便性を高め、高齢者の外出支援および福祉の向上を目的として交付されます。

（利用者の義務）

第2条 利用者は、敬老パスを適切に管理し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 敬老パスは、交付された本人以外には使用できません。他人に譲渡または貸与することは固く禁じます。
- (2) 海っ子バス降車時には、必ずカードリーダーに敬老パスをタッチしてください。
- (3) 敬老パスを折り曲げたり、磁気に近づけたりするなど、カードを損傷させる行為をしないでください。

（保証金（デポジット））

第3条 敬老パスの交付を受ける際、利用者は保証金として 1,000 円を納付するものとします。

2 前項の保証金は、敬老パスを町に返却した際、無利息で返還します。ただし、カードの著しい破損や改造等により再利用が不能な場合は、保証金を返還しないことがあります。

（紛失・盗難・再発行）

第4条 利用者は、敬老パスを紛失し、または盗難にあったときは、速やかに南知多町役場ふくし課へ届け出なければなりません。

2 前項の場合、再発行には要綱に定める申請が必要となり、実費相当額の負担を求めることがあります。

（禁止事項と没収）

第5条 町長は、利用者が次の各号のいずれかに該当したときは、敬老パスを無効とし、直ちに返還を求めることができます。

- (1) 虚偽の申請により敬老パスの交付を受けたとき。
- (2) 本人以外の者に敬老パスを使用させたとき。
- (3) 要綱第2条に定める対象要件を欠いたとき（町外への転出、施設入所、他助成への切り替え等）。

（届出事項の変更）

第6条 利用者は、氏名や連絡先等に変更があったときは、速やかに町長に届け出てください。

（付則）

この規約は、令和8年9月1日から施行する。